



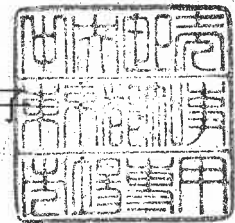
2 中 事 業 第 5 7 号
令 和 2 年 4 月 1 5 日

東京都中央卸売市場

取引業務運営協議会会長 殿

東京都中央卸売市場条例第105条の規定に基づき、下記の事項について貴運営協議会の意見をいただきたく、諮問します。

東京都知事 小池 百合子



記

1 諮問事項

令和2年における臨時休業日の変更について

(水産物部・青果部)

2 諮問理由

東京都中央卸売市場条例第7条第2項の規定に基づき設定した、令和2年の臨時休業日の一部を変更するため